

2020年12月21日

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について

「今後の公開会合で検討を行う主な論点（令和2年11月26日：面談資料2）」に係る発電用原子炉設置事業者の意見について、以下のとおり回答いたします。

➤ 報告対象事象は適切か。

- 廃止措置申請中や長期停止など、安全上の影響・施設の状態を考慮に入れるか。

【意見】

- ・ 運転や再稼働を前提としたプラントと廃止措置申請中や長期停止中のプラントを区別することは、安全上の影響や事業者における設備管理・運用の区別を踏まえても適当。
- ・ プラントの状態や各設備の機能要求を踏まえ、安全上の影響度合いに則した法令報告の対象事象や要否について議論・整理させていただきたい。

- 報告事象の解釈の記載は適切か。

【意見】

- ・ 現状の法令報告対象事象やその解釈（訓令）については、必ずしも安全上の影響度合いに則したのではなく、事業者に対して広範に報告を義務付けているものと認識。
- ・ 解釈（訓令）に留まらず実用炉規則第134条や安全上重要な機器等を定める告示（経済産業省告示第327号）も含め、安全上の影響度合いに則した法令報告要否や対象設備等について議論・整理させていただきたい。

- ・具体的な事案
 - ① 安全上の影響がなくかつ原因等が既知の事象は報告対象から除外（例：蒸気発生器伝熱管の損傷（PWSCC））
 - ② 想定外の制御棒引き抜け等の事象（実用炉規則第 134 条 13 号）の報告要否を見直し（例：過挿入の除外 等）
- ・新規制基準に係る新たな設備区分（SA 設備，特定重大事故等対処施設）の扱いについてもこれを機に整理されたい。
- ※「実用炉規則第 134 条の運用について（訓令）の解釈等について（平成 31 年 4 月 5 日）」の統合等

➤ 報告の期日は適切か。

【意見】

- ・法令報告事象に係る「原因及び再発防止対策」の取りまとめについては、実用炉規則に定める「10 日以内」を超えて時間を要する場合が多いとの認識。
- ・原因調査の状況やそれに対する処置（暫定処置等）については適宜、原子力規制検査において確認いただけるものと考えており、「報告期日」については具体的な日数を設定せずに、取りまとめ状況に応じた運用への見直しを要望する。

以 上